

特殊詐欺防止用電話機器等購入費を補助します

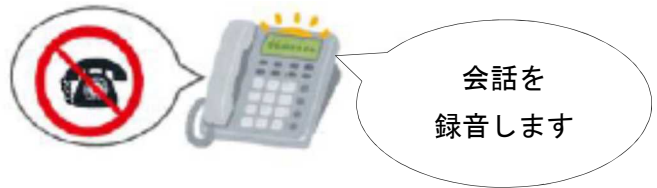
迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置した方に対し、特殊詐欺防止用電話機器等の購入費の一部を補助します。

補助対象の電話機器等

「特殊詐欺対策電話機」、「迷惑電話防止電話機」、「防犯電話機」等と表現され、固定電話機のほか、通話録音警告器等の、後付けタイプの機器があります。

固定電話機

「通話録音装置」や「着信拒否装置」の機能が内蔵されている固定電話機



着信拒否装置

固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能のある装置

固定電話に取付け、着信前に通話内容を録音することを自動で相手に伝え、通話録音する機能のある装置



通話録音警告器



補助対象者 次の全てに該当する方

- (1) 特殊詐欺防止用電話機器等の購入、及び設置した日において、市内に住所を有している方
- (2) 令和4年度に満65歳以上になる方又はその属する世帯の構成員
- (3) 過去にこの補助金の適用を受けていない方
- (4) 暴力団員でない方又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- (5) 特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置した後に生じた迷惑電話による損害について、市が一切の責任を負わないことについて了承する方
- (6) 大府市税等の滞納がない方
- (7) 迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止するために特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置する方
- (8) 特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置した後3年以上使用する方
- (9) 大府市内に存する事業所から特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置した方

補助金の額

特殊詐欺防止用電話機器等の購入額の2分の1(100円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額)です。ただし5,000円が上限です。

申請方法

(1) 申請様式の受取り

※市役所3階 危機管理課窓口、または市公式ウェブサイトで入手できます。

(2) 特殊詐欺防止用電話機器等の購入

※購入の際、特殊詐欺防止用であるかを確認してください。
※領収書を発行してもらってください。

(3) 書類を提出(郵送不可) **※購入後、30日以内に提出**

※市役所3階 危機管理課窓口提出してください。

【提出書類】

- ①申請書
- ②領収書のコピー(申請者の氏名が記載してあるもの)
- ③特殊詐欺防止用電話機器等の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し等
- ④請求書
- ⑤通帳またはキャッシュカードのコピー(申請者名義のもの)

(4) 審査結果の通知

※審査のうえ、補助金交付決定通知書を郵送します。

(5) 補助金の振込み

※おおむね1か月程度で振込みます。

※補助を受けた特殊詐欺防止用電話機器等は、原則3年以上使用してください。

申請期限・受付時間・受付場所

購入日	申請期限(購入した年度内)
令和4年4月1日(金)~ 令和5年3月31日(金)	購入日、及び設置日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日(金)のいずれか早い日

受付時間：市役所閉庁日を除く、平日の8時30分~17時15分(水曜日は19時15分)

受付場所：危機管理課(大府市役所3階)の窓口

◆問い合わせ◆ 大府市危機管理課 ☎0562-45-6320